

# システム・ダ・ヴィンチ IDC サービス利用約款

## 第 2 版

制定:2001 年 10 月 1 日

改正:2008 年 7 月 1 日

株式会社システム・ダ・ヴィンチ

## 目 次

	ページ
第1章 総 則 .....	2
第1条 (約款の適用) .....	2
第2条 (サービスの種類及び内容) .....	2
第3条 (約款の変更) .....	2
第2章 利用契約 .....	2
第4条 (利用契約の締結) .....	2
第5条 (契約の拒絶) .....	2
第6条 (契約事項の変更) .....	2
第7条 (権利の譲渡) .....	3
第3章 利用者の責務 .....	3
第8条 (利用料金) .....	3
第9条 (支払期限) .....	3
第10条 (支払方法) .....	3
第11条 (延滞損害金) .....	3
第12条 (最低利用期間) .....	3
第13条 (禁止事項) .....	3
第14条 (損害賠償) .....	4
第4章 通信の秘密、個人情報の取扱 .....	4
第15条 (通信の秘密の保護) .....	4
第16条 (個人情報の保護) .....	4
第5章 本サービスの提供の停止等 .....	5
第17条 (提供の中止) .....	5
第18条 (提供の一時停止) .....	5
第19条 (他者からのクレーム) .....	5
第20条 (サービスの変更) .....	5
第21条 (提供の廃止) .....	6
第6章 利用契約の終了 .....	6
第22条 (利用契約の解除等) .....	6
第23条 (契約の自動更新) .....	6
第7章 損害賠償等 .....	6
第24条 (損害賠償の制限等) .....	6
第25条 (免責) .....	6
第8章 雑 則 .....	7
第26条 (割増金) .....	7
第27条 (機密保持) .....	7
第28条 (紛争の解決) .....	7
第29条 (利用者への通知) .....	7

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

当社は、本契約約款(以下「約款」といいます)を定め、次条に記載するサービスを提供します。

### 第2条 (サービスの種類及び内容)

1. 当社が提供するインターネット関連サービス(以下「本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。

種類	内容
ウェブ	当社が提供するサーバー内のデータ領域を契約者に貸与して提供し、契約者が指定するドメイン名による URL を利用することを可能とするサービス
Eメール	当社が提供するサーバー内のデータ領域を契約者に貸与して提供し、契約者が指定するドメイン名による電子メールのアカウント(以下、「アカウント」といいます。)を設定し、電子メールを利用することを可能とするサービス
FTP	当社が提供するサーバー内のデータ領域を契約者に貸与して提供し、契約者が指定するドメイン名により情報配信を行うことを可能とするサービス

2. 当社は、前項に定めのない新規サービスまたは付加サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めのない限り本約款を適用するものとします。

### 第3条 (約款の変更)

当社は、適宜この約款を変更することがあります。利用契約の内容は、変更後の約款によります。

## 第2章 利用契約

### 第4条 (利用契約の締結)

- (利用開始日) 本サービスの利用開始は、サービス利用契約が成立したときから、当社の IDC サービスを開始することが出来ます。
- (利用期間) 当社の定める最低利用期間は1年間とし、サービス開始日当月の1日(課金開始日)から起算します。

### 第5条 (契約の拒絶)

- 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用契約を承諾しないことがあります。
  - 当社が、本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
  - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、契約者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
  - 契約者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
  - 契約者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
  - その他、当社が本サービス利用契約を承諾することが相当でないと認める場合

### 第6条 (契約事項の変更)

- 利用者は、契約事項に変更があった場合、速やかに当社に対して届出るものとします。
- 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人もしくは合併により新設された法人は、一旦既存の契約を解除し、新規で契約を締結するものとします。
- 当社は、前項の変更の届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより利用者ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠った

ことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。

4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。
  - i. 利用者である個人から法人への変更
  - ii. 利用者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
  - iii. 利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
  - iv. 利用者である任意団体の代表者の変更
  - v. その他前各号に類する変更

#### 第7条（権利の譲渡）

利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできません。

### 第3章 利用者の責務

#### 第8条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、サービス毎に別途定めるものとします。
2. 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金の他、当該利用料金支払に対して課される消費税相当額を加算した額（以下、「料金」といいます）とします。
3. 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

#### 第9条（支払期限）

本サービスの支払期限は、契約書類等に定めるとおりとします。

#### 第10条（支払方法）

本サービスの支払方法は、契約書類等に定めるとおりとします。

#### 第11条（延滞損害金）

利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第12条（最低利用期間）

利用者は、第4条(利用契約の締結)第3項(利用期間)の規程により、最低利用期間は利用開始日から1年が経過する日が属する月の末日までとし、利用者がこの期間内に本サービスの利用を解除・解約等により終了する場合は、手数料として原則、利用開始日から1年が経過する日が属する月の末日までの分の料金を請求することとします。

#### 第13条（禁止事項）

利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー権、パブリシティ権もしくは肖像権等の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
2. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
3. 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
4. わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
5. 本サービスのネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ及びネットワーク機器

類を含む設備等に不正にアクセスする行為

6. 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
7. 第三者の通信に支障を与える方法、または態様において本サービスを利用する行為、もしくはそのおそれのある行為
8. 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
9. 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されないような行為
10. 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為
11. 法令に違反する行為
12. その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

#### 第14条 (損害賠償)

利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為をし、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

### 第4章 通信の秘密、個人情報の取扱

#### 第15条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第13条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することが出来ます。

#### 第16条 (個人情報の保護)

1. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報に関する公表事項」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります
4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。
  - i. 利用者本人の同意がある場合
  - ii. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
  - iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
  - iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

## 第5章 本サービスの提供の停止等

### 第17条 (提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
  - i. 本サービスの電気通信設備の保守または工事等のためやむを得ない場合
  - ii. 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、若しくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
  - iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスを中止した場合
2. 当社は、本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。

### 第18条 (提供の一時停止)

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
  - i. 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
  - ii. 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはその恐れがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
  - iii. 利用者が契約時に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
2. 当社は、本サービスを一時停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を一時停止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。

### 第19条 (他者からのクレーム)

1. 当社は、利用者が第13条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上、不相当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。ただし、サービスの種類によっては、講ずることができない措置があります。
  - i. 第13条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
  - ii. 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
  - iii. 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
  - iv. 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部を他者が閲覧できない状態に置くこと
  - v. 本サービスの利用を停止
  - vi. 利用契約を解除
2. 前項に基づき本サービスの利用を停止する場合、第18条第2項の規定を準用します。
3. 第1項に基づき利用契約を解除する場合、第18条第2項の規定を準用します。

### 第20条 (サービスの変更)

当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、ご利用になっているサービス品目の変更を要請することがあります。利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

**第 21 条（提供の廃止）**

当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を廃止することがあります。その際、事前に通知を行うものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

**第 6 章 利用契約の終了****第 22 条（利用契約の解除等）**

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することが出来ます。
  - i. 第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
  - ii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申立があった場合
  - iii. 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合
  - iv. その他本約款に違反した場合
2. 利用者は、当社に対し原則 1 ヶ月前までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することが出来ます。
3. 利用者が、法人または個人事業者で、年払い契約の場合、前項に基づき利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。

**第 23 条（契約の自動更新）**

利用者が、第 22 条第 2 項の契約の解除を行わないかぎり、利用契約は更に 1 年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

**第 7 章 損害賠償等****第 24 条（損害賠償の制限等）**

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、契約者がその利用契約に係る当社のサービスを使用することができない場合において、その契約者がそのことを当社に通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻とします。）から、そのサービスを使用することが可能となったことを相互に確認した時刻まで、継続して 24 時間以上使用することができなかつたときは、その使用することができなかつた日数（24 時間を 1 日とし、24 時間未満の端数は切り捨てます。）に、その原因となったサービスに係る料金の月額額の 30 分の 1 を乗じて得た額を、契約者からの請求により減額又は返還します。
2. 電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。

**第 25 条（免責）**

1. 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が本サービスの利用（利用不能も含みます）に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 利用者が、本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

## 第8章 雑 則

### 第26条 (割増金)

利用者が、本サービスの料金及び費用を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければならないものとします。

### 第27条 (機密保持)

当社は、第15条(通信の秘密の保護)及び第16条(個人情報の保護)の各号に基づき、本サービスの提供に関して知り得た契約者に係る情報を管理し、基本的に第三者に対し開示いたしません。

### 第28条 (紛争の解決)

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

### 第29条 (利用者への通知)

1. この約款に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、この約款に特に定めのない限り、郵便、Fax 若しくは電子メール等により、契約者が当社に届け出ている連絡先にあてて行うか、または当社ホームページ上で掲示するものとします。
2. 前項の規定により、当社が、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行った場合に、その連絡先が事実とは異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。また、通知等を電子メールにて行った場合は、当社が電子メールを発信した時点、ホームページへの掲載にて行った場合は、契約者がホームページを閲覧することが可能となった時点で通知等が行われたものとみなします。
3. 契約者と当社との間で行う技術的事項に関する連絡、通知、問い合わせ等についての契約者の窓口は、あらかじめ当社に登録された技術担当者に限ります。